

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 10 日（金）第2904号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県核燃料税条例の施行期日を定める規則（※）		（税務課取扱い） 1
○鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（※）		（雇用労政課取扱い） 2
告 示	告 示	
○保安林の指定予定		（森づくり推進課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定		（障害福祉課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）		（障害福祉課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出		（障害福祉課取扱い） 4
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定		（生活衛生課取扱い） 5
○計量器の定期検査の実施		（商工政策課取扱い） 5
○県営土地改良事業の計画の決定（3件）		（農地整備課取扱い） 6
○県営土地改良事業の工事の完了		（農地整備課取扱い） 7
○国土調査の指定		（農地保全課取扱い） 7
○鹿児島県手数料徴収条例別表第1土木部の表14の3の項に規定する知事が認める書類の一部改正（※）		（建築課取扱い） 8
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定		（鹿児島地域振興局取扱い） 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）		（南薩地域振興局取扱い） 10 （北薩地域振興局取扱い） 10
公 告	公 告	
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告		（商工政策課取扱い） 11
	鹿児島海区漁業調整委員会指示	
○うなぎの採捕についての指示		（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 11
	熊毛海区漁業調整委員会指示	
○うなぎの採捕についての指示		（熊毛海区漁業調整委員会取扱い） 12
	内水面漁場管理委員会指示	
○うなぎの採捕についての指示		（内水面漁場管理委員会取扱い） 12

規 則

鹿児島県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第43号

鹿児島県核燃料税条例の施行期日を定める規則

鹿児島県核燃料税条例（平成25年鹿児島県条例第50号）の施行期日は、平成25年6月1日とする。

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第44号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則（昭和41年鹿児島県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第15号」を「第16号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項第2号に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同号に該当することとなつた日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者第3条第3項中「第8号の3」を「第8号の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職業訓練手当支給規則第3条第1項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

告 示

鹿児島県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市大浦町字傳本1199番1，1199番2
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第572号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
末吉まごころ園	曾於市末吉町二之方字弁才天 5380-2	社会福祉法人松山やっちく会	志布志市松山町泰野字松ヶ迫 1111番地	渡辺 紘三	平成25年 4月8日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
末吉まごころ園	曾於市末吉町二之方字弁才天 5380-2	社会福祉法人松山やっちく会	志布志市松山町泰野字松ヶ迫 1111番地	渡辺 紘三	平成25年 4月8日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ミント調剤薬局	鹿児島市東千石町1-1第8川北ビル2F	平成25年 5月1日	精神通院医療
すみれ薬局	鹿児島市西千石町3-21	平成25年 5月1日	精神通院医療
マリンバ調剤薬局郡元店	鹿児島市郡元三丁目3番14号東ビル1F	平成25年 5月1日	精神通院医療
栄町薬局	曾於市末吉町栄町一丁目5番地20	平成25年 5月1日	精神通院医療
有限会社太陽調剤薬局	鹿屋市北田町13番3号	平成25年 5月1日	精神通院医療
検見崎薬局	鹿屋市本町2-4	平成25年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人雄翔会いまむら脳神経クリニック	鹿児島市薬師二丁目13-32	平成25年 5月1日	精神通院医療
かわはら脳神経外科クリニック	鹿児島市和田一丁目17-10	平成25年	精神通院医療

ク		5月1日	
医療法人翔南会はしぐちクリニック	南さつま市加世田東本町14-14	平成25年5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ヘルシー薬局照国店	鹿児島市照国町3-1	平成25年 5月1日	精神通院医療
こぐま薬局	鹿児島市和田一丁目18-23-102	平成25年 5月1日	精神通院医療
さくらんぼ薬局	出水市大野原町10-3	平成25年 5月1日	精神通院医療
ヘルシー薬局始良店	始良市東餅田502-6	平成25年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ティワイ薬局	鹿屋市川西町4474番地2	平成25年 5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
エンジェルハートクリニック 鹿児島市東千石町1-1第8川北ビル3階	所在地	鹿児島市西千石町3-21有馬ビル3階	鹿児島市東千石町1-1第8川北ビル3階	精神通院医療
マゼンタ薬局 鹿児島市山下町9番1号チャイムズビル4F	名称	マリンバ調剤薬局山下店	マゼンタ薬局	精神通院医療
いきいき薬局 鹿児島市谷山中央一丁目4361マンションインペリアル102号	所在地	鹿児島市谷山中央一丁目4997	鹿児島市谷山中央一丁目4361マンションインペリアル102号	精神通院医療
笹貫訪問看護ステーション	所在地	鹿児島市鴨池	鹿児島市小原	精神通院医療

愛の街 鹿児島市小原町9-1	新町11-3鴨 池新町ビル 204号	町9-1	
-------------------	--------------------------	------	--

鹿児島県告示第579号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習日程
平成25年11月18日（月）、同月25日（月）及び同年12月2日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
18,000円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第580号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成25年6月10日	10:30～16:00	薩摩川内市	セントピア
平成25年6月11日	9:00～12:00	薩摩川内市	永利地区コミュニティセンター
平成25年6月11日	13:30～14:00	薩摩川内市	平佐東地区コミュニティセンター
平成25年6月11日	14:30～15:00	薩摩川内市	八幡地区コミュニティセンター
平成25年6月12日	10:30～13:00	薩摩川内市	水引地区コミュニティセンター
平成25年6月12日	14:00～16:30	薩摩川内市	峰山地区コミュニティセ

			ンター
平成25年6月17日	9:30～11:30	薩摩川内市	陽成地区コミュニティセンター
平成25年6月17日	13:00～14:00	薩摩川内市	西方地区コミュニティセンター
平成25年6月18日	10:30～16:30	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
平成25年6月19日	9:00～14:00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
平成25年6月20日	10:00～16:30	薩摩川内市	川内文化ホール
平成25年6月21日	9:00～15:00	薩摩川内市	川内文化ホール
平成25年6月24日	15:00～16:30	薩摩川内市	長浜港待合所
平成25年6月25日	9:00～15:00	薩摩川内市	手打地区コミュニティセンター
平成25年6月25日	15:30～16:30	薩摩川内市	子岳地区コミュニティセンター
平成25年6月26日	9:30～11:00	薩摩川内市	青瀬地区コミュニティセンター
平成25年6月26日	12:00～14:00	薩摩川内市	西山地区コミュニティセンター
平成25年6月26日	15:00～16:00	薩摩川内市	下甌製茶工場
平成25年6月27日	9:00～12:00	薩摩川内市	鹿島公民館
平成25年7月1日	14:00～16:00	薩摩川内市	上甌総合センター
平成25年7月1日	16:30～17:00	薩摩川内市	瀬上地区集会所
平成25年7月2日	9:00～15:00	薩摩川内市	里公民館
平成25年7月8日	10:00～15:00	薩摩川内市	入来体育館
平成25年7月9日	9:30～13:30	薩摩川内市	樋脇総合体育館
平成25年7月9日	14:30～16:00	薩摩川内市	温泉区公民館
平成25年7月10日	10:00～15:00	薩摩川内市	祁答院体育館
平成25年7月11日	10:00～16:30	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
平成25年7月12日	9:00～15:00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
平成25年7月17日	11:00～16:00	さつま町	さつま町鶴田体育館
平成25年7月18日	9:30～16:00	さつま町	さつま町B&G海洋センター
平成25年7月19日	9:00～12:00	さつま町	さつま町B&G海洋センター
平成25年7月22日	10:30～16:30	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
平成25年7月23日	9:00～16:30	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
平成25年7月24日	9:00～12:00	さつま町	さつま町山崎地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所以で行う定期検査の期日は，平成25年6月10日から平成26年2月28日までとする。

鹿児島県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地防

災（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））（農業用排水施設整備）草田地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 5 月 13 日から同年 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所
日置市吹上支所産業建設課

鹿児島県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）印口地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 5 月 13 日から同年 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所
日置市吹上支所産業建設課

鹿児島県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）岩瀬戸地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 5 月 13 日から同年 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所
日置市吹上支所産業建設課

鹿児島県告示第584号

土地改良事業県営農地防災（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））（旧：用排水施設整備）（農業用排水施設整備）宇都地区の工事は、平成24年 1 月 18 日に完了した。

平成25年 5 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第585号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成25年4月1日	南九州市	南九州市川辺町田部田及び川辺町平山の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第586号

平成21年7月10日鹿児島県告示第820号（鹿児島県手数料徴収条例別表第1土木部の表14の3の項に規定する知事が認める書類）の一部を次のように改正し、平成25年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

なお、この告示の適用の際現に財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターから交付を受けている長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターが交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証とみなす。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

「財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター」を「公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター」に改める。

鹿児島地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年5月10日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きらら館	鹿児島市春山町1890番地1	社会福祉法人光陽福祉会	鹿児島市田上町4246番地1	東 泰宏	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
なかよし園	鹿児島市真砂本町51番10号	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会	鹿児島市山下町15番1号	邦村 昇蔵	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
わかば園	鹿児島市紫原四丁目37番5号	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会	鹿児島市山下町15番1号	邦村 昇蔵	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
あゆみ	鹿児島市星ヶ峯二丁目1番1号	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会	鹿児島市山下町15番1号	邦村 昇蔵	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
鹿児島子ども療	鹿児島市吉野町	社会福祉法人麦	鹿児島市川上町	清原 浩	平成25年	児童発達

育センター	4484番地2	の芽福祉社会	680番3		4月1日	支援
ミニオンヌアリス	鹿児島市川田町191番1	社会福祉法人正栄会	鹿児島市川田町1090番地	上片平栄昭	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
そだち支援センタースケッチ	鹿児島市上福元町5828番地	社会福祉法人ゆうかり	鹿児島市岡之原町1005番地	水流 洋	平成25年4月1日	児童発達支援
子ども家庭支援センターゆめわかば	鹿児島市吉野町6063番18	社会福祉法人麦の芽福祉社会	鹿児島市川上町680番3	清原 浩	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
子ども家庭支援センターみらい	鹿児島市吉野町6063番2	社会福祉法人麦の芽福祉社会	鹿児島市川上町680番3	清原 浩	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童デイサービスセンターおひさま	鹿児島市緑ヶ丘町6番6号	社会福祉法人川上福祉会	鹿児島市川上町3472番地	池田 安則	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童デイサービスセンターおひさま2	鹿児島市緑ヶ丘町6番7号	社会福祉法人川上福祉会	鹿児島市川上町3472番地	池田 安則	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
子育てサポートどんぐり	鹿児島市西陵一丁目8番7号	特定非営利活動法人ハッピー	鹿児島市西陵一丁目8番7号	山崎 祐伸	平成25年4月1日	児童発達支援
ニーニョスクラブⅠ	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1730番地	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成25年4月1日	児童発達支援
ニーニョスクラブⅡ	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1730番地	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成25年4月1日	児童発達支援
ピコ	鹿児島市皇徳寺台四丁目31番9号	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成25年4月1日	児童発達支援
ニーニョ&ニーニャ	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成25年4月1日	児童発達支援
ニーニョス	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1730番地	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成25年4月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援
子ども発達支援センターもえ	鹿児島市東谷山二丁目22番33号	特定非営利活動法人全国レインボークラブ鹿児島支部	鹿児島市東谷山二丁目22番33号	森園 千廣	平成25年4月1日	児童発達支援

おひさまSun	鹿児島市小野四丁目1573-4	社会福祉法人川上福祉会	鹿児島市川上町3472番地	池田 安則	平成25年4月1日	児童発達支援
児童デイサービスなかよし	鹿児島市吉野町726番地25	社会福祉法人なかよし会	鹿児島市吉野町726番地25	中村 雅之	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
子どもの家療育クラブ	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地3	社会福祉法人大潟福祉会	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1	潟山 康博	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
生福療育園	いちき串木野市生福8671番地	いちき串木野市	いちき串木野市昭和通133番地1	田畑 誠一	平成25年4月1日	児童発達支援
スクラム	鹿児島市西陵一丁目45番3号	特定非営利活動法人ハッピー	鹿児島市西陵一丁目8番7号	山崎 祐伸	平成25年4月1日	放課後等サービス
どんぐりクラブ	鹿児島市西陵三丁目23番7号	特定非営利活動法人ハッピー	鹿児島市西陵一丁目8番7号	山崎 祐伸	平成25年4月1日	放課後等サービス
放課後等サービス花の木カノン	鹿児島市真砂本町56-1翔ビル2階	社会福祉法人白鳩会	肝属郡南大隅町根占川北2105番地	中村 隆重	平成25年4月1日	放課後等サービス

南薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年5月10日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立支援センター南さつま	南さつま市加世田本町41番地19	特定非営利活動法人すだちの会	南さつま市加世田本町41番地19	木佐真 勉	平成25年5月1日	就労継続支援B型

北薩地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年5月10日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターぬくもり園	出水市明神町1845番1	社会福祉法人ぬくもりの里	出水市明神町1845番1	尾上 利夫	平成25年4月10日	就労移行支援・就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年5月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年5月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年5月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビックカメラ鹿児島中央駅店
鹿児島市中央町1番1号 外11筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 (仮称) 鹿児島中央駅改良計画
 - イ 変更後 ビックカメラ鹿児島中央駅店
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 店舗建物南側隔地 52台
 - イ 変更後 建物東側 52台
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 1箇所 隔地駐車場西側
 - イ 変更後 3箇所 建物東側、北西側及び南西側
- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1) 平成22年2月18日
 - (2) 2の(2)及び(3) 平成25年12月19日
- 4 届出年月日
平成25年4月18日

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第25-1号

鹿児島海区におけるうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年5月10日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
毎年10月1日から12月31日まで
- 3 禁止区域
鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次の場合には、この指示を適用しない。
 - (1) 鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、うなぎに係る調査又

は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

平成25年 5 月 10 日から平成28年 3 月 31日まで

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第25－1号

熊毛海区におけるうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年 5 月 10 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 宇辰政俊

1 禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるうなぎ

2 禁止期間

毎年10月 1 日から12月31日まで

3 禁止区域

熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次の場合には、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

平成25年 5 月 10 日から平成28年 3 月 31日まで

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第25－1号

鹿児島県におけるうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年 5 月 10 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

1 禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるうなぎ

2 禁止期間

毎年10月 1 日から12月31日まで

3 禁止区域

鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次の場合には、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県内水面漁業調整規則（昭和41年鹿児島県規則第89号）第35条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

平成25年 5 月10日から平成28年 3 月31日まで